

●香川県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年6月28日から同年7月19日まで一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町東谷字久保田 870番5地先から 高松市香川町東谷字久保田 870番4地先まで	4.4～14.6	49	平成27年香川県告示第178号で 変更した区域の一部及び令和元 香川県告示第43号で変更した区 域
高松市香川町東谷字額谷506 番3地先から 高松市香川町東谷字落合1975 番6地先まで	10.3～23.9	76	

- 4 供用開始の期日 令和元年6月28日